

最高裁判所第一小法廷 御中

天竜林業高校成績改ざん収賄冤罪事件において、最高裁は原決定及び原々決定を取り消し、静岡地裁浜松支部の再審を開始する、あるいは、原決定を取り消し、審理を東京高裁に差し戻す、との決定を求める要請署名

2008年(平成20年)7月、静岡県教育委員会は県立天竜林業高校(現在は再編整備されて天竜高校)の当時の校長であった北川好伸さんが、教諭4名に大学推薦入試調査書の改ざんを指示したとして、北川さんを静岡県警に刑事告発をしました。県警は同年8月22日北川さんを虚偽有印公文書作成容疑で逮捕しました。さらに、北川さんは調査書が改ざんされた生徒の祖父「中谷良作・元天竜市長」から2年間にわたり、2回各10万円の現金を賄賂として受け取ったとされて、加重収賄容疑で同年9月24日再逮捕されました。さらにまた、別のもう一人の生徒の調査書改ざんも指示したとされ、虚偽有印公文書作成・行使で、同年12月2日に追起訴されました。北川さんは345日間にわたって身柄拘束を受けながら、調査書改ざん指示及び収賄ともに一貫して否認を続けましたが、2010年(平成22年)12月最高裁判所は上告を棄却し、{懲役2年6ヶ月 執行猶予4年 追徴金20万円}の有罪が確定してしまいました。

2021年3月31日東京高裁は、4年もの間3者協議を1度も開くことなく、検察官に意見書を求めることもなく、突然北川さんの再審請求を棄却しました。

2021年4月5日北川さんは、「このまま屈することはできない」として最高裁に特別抗告を行いました。他方、北川さんに現金20万円を渡したとして、贈賄罪で70万円の略式命令を受けた元天竜市長中谷良作氏は、自らの潔白を証明するため浜松簡易裁判所に再審申し立てを行っており、審理が進められています。

にもかかわらず、検察官に意見書も求めず、北川さんが求めた重要な証拠開示や証人申請を採用しないなど、適切な手続きを行わなかったことは、憲法31条及び国際人権自由権規約14条1項に違反します。最高裁に対し以下の点を要請します。

- 1、原決定及び原々決定を取り消し、静岡地裁浜松支部の再審を開始すること
- 2、あるいは、原決定を取り消し、審理を東京高等裁判所に差し戻すこと

氏 名	住 所

※ 署名は、「一人一筆、本人直筆」にてお願いいたします。

取り扱い団体 国民救援会愛知県本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401
 TEL 052-684-5826 FAX 052-684-6355

北川好伸さんを支える愛知の会 〒477-0032 東海市加木屋町仲新田63

救援新聞 事務局長 片桐 康子 TEL 0562-35-4228 FAX 0562-35-4228

1958年6月10日 第三種郵便物認可